

令和8・9年度静岡県建設関連業務 入札参加資格の認定を受けた皆様へのお知らせ

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

- 1 資格の有効期間について
資格の有効期間は、**令和10年3月31日**までです。
- 2 入札参加資格者名簿について
総合点数の算定方法は次ページのとおりです。
名簿の記載内容に誤りがあった場合は、大変お手数ですが、下記連絡先までお問い合わせください。
- 3 申請内容に変更が生じた場合等の届出について
資格の有効期間中に以下に該当した場合は、建設業課に届出が必要となります。詳細は、静岡県ホームページ「建設業のひろば」にある「建設関連業務委託の入札参加資格に関する変更届について」のページ(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028922.html>)を御覧ください。届出に必要な様式も、ホームページからダウンロードできます。
 - (1) 申請内容に変更が生じた場合
以下の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更届」を提出してください。
商号又は名称、住所、メールアドレス、電話番号及びFAX番号、代表者、登録を受けている事業、組織(有限会社から株式会社への変更等)、営業所等の名称、代理人(委託契約に関する権限を委任している場合)
 - (2) 申請業種の全部又は一部を取り下げる場合(廃業等による場合も含む。)
速やかに「変更届」を提出してください。
 - (3) 申請業種を追加する場合(例 測量に加え、地質調査を追加したい。)
追加する業種に係る新規の申請が必要となります。「随時申請」を行ってください。
※変更届による業種の追加はできません。
 - (4) 法人成(個人→法人)、事業継承をした場合(個人事業主の交代)
新規の申請が必要となります。「随時申請」を行ってください。
 - (5) 合併や営業譲渡等があった場合
「資格の再審査(総合点数の再計算)」を申請することができます。希望する場合は、お問い合わせください。(存続会社、継承会社が入札参加資格を有している場合に限りです。)
 - (6) 口座登録の変更
口座登録済みの方で、口座登録の内容(振替先金融機関、口座種別、口座番号及び口座名義人)に変更がある場合には、「口座振替通知登録申出書」を提出してください。
- 4 電子入札システム利用時に必要となる利用者登録番号の請求について
静岡県では、静岡県共同利用電子入札システムを利用した電子入札を行っています。
電子入札に参加するためには、システムで利用可能なICカード(民間認証局で発行(有料))を準備の上、利用を希望する自治体(県・市)ごとに「利用者登録番号」の請求(取得)を行い、システム上でICカードを利用者登録していただく必要があります。
新たに静岡県の建設関連業務委託等の入札参加資格認定を受けた場合など、初めて電子入札システムを利用する場合や、新しくICカードを取得した場合は、必ず、電子入札システムによる利用者登録を行ってください。
(入札参加資格の更新前後で、認定された本社又は営業所に変更がない方は、原則利用者登録番号の変更がないため、再登録の必要はありません。)
利用者登録番号の請求方法は、以下の URL から御確認ください。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028951.html>)

(問合せ先) 静岡県庁建設業課
電話番号：054-221-3059

「総合点数」は以下の方法により算定した数値です。

算式 $3 \times A + B + 5 \times C + D$

- A：業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数
- B：自己資本額を、年間平均実績高（建設関連業務全体）で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数
- C：別表3のXの欄に掲げる者の数に5を、Yの欄に掲げる者の数に2を、それぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数
- D：営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数

別表1

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表2

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表3

業種区分	X (5点)	Y (2点)
測量	測量士	測量士補
土木関係建設コンサルタント業務	技術士 【機械部門(機械設計、流体工学、交通・物流機械及び建設機械)】 【電気電子部門】【建設部門】 【上下水道部門】【衛生工学部門】 【農業部門(農業土木)】 【森林部門(森林土木)】 【水産部門(水産土木)】 【情報工学部門】【応用理学部門(地質)】 【総合技術監理部門(上記各部門の選択科目)】 A P E Cエンジニア	1級土木施工管理技士 環境計量士 第1種電気主任技術者 第1種伝送交換主任技術者 線路主任技術者 R C C M
建築関係建設コンサルタント業務	一級建築士 建築設備士	二級建築士 建築積算士
地質調査業務	技術士 【建設部門(土質及び基礎)】 【応用理学部門(地質)】 【総合技術監理部門(上記各部門の選択科目)】	地質調査技士
補償関係コンサルタント業務		不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士

※技術士部門の()は選択科目

別表4

合計数値	点数
110～	30
65～109	25
40～ 64	20
15～ 39	15
～ 14	10

別表5

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上35年未満	25
15年以上25年未満	20
5年以上15年未満	15
5年未満	10